

■論 文

アメリカにおける読みの指導の変遷
——カリフォルニア州における教育政策の転換に着目して——

金箱 亜希*

Changes in reading instruction in the U. S. :
Focusing on changes in education policy in California

KANEBAKO Aki

キーワード：カリフォルニア州，教育政策，教育長，読みの指導

California, Education policy, Superintendent, Reading instruction

要 約

本稿では、カリフォルニア州における読みの力を育成する指導法において転換期を迎えた1960年から1990年の教育政策及び読みの指導法の変遷を概観し読みの指導を捉える上での論点を検討した。連邦政府の教育政策および読みの指導法を概観することで、読みの指導法を捉えるにあたり、フォニックスも含めた体系的・基礎的教育重視の読みの指導法か、子どもの多様な背景文化・経験を重視した指導法かの観点が明らかにされた。さらに、このような読みの指導法のもと、「教育目標」「教育内容や教材の文化的対立」が論点として抽出された。

次に、同時期のカリフォルニア州の教育政策や読みの指導に関して、その政策を主導した教育長に着目し、カリフォルニア州独自の課題に対応するために、どのような教育政策や読みの指導が実践されているのかを検討した。読みの指導においては、連邦政府の一方的な影響を受けた州の政策を実施しているのではなく、州政府が先導する形で、連邦政府の読みの指導法が推し進められることがあることが明らかになった。さらに、上記の論点について教育長の考え方が反映された形で、州レベルで独自のプログラムや教材が作成され、学校現場の読みの指導に影響を与えていることが明らかになった。したがって、アメリカの読みの指導を捉える上で、「教育長の考え方」にも着目する必要性があることが明らかになった。

* 愛知県立大学大学院人間発達学研究科博士後期課程在籍

はじめに

近年、グローバル化がすすみ、国境を超えた人々の移動が活発になっている。日本でも在留外国人数が増加し、その結果、日本の公立学校に通う日本語指導が必要な子どもたちが増加している。文部科学省は、隔年で日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査¹⁾を行い状況把握に努めたり、日本語の能力を測定する評価ツールである「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA²⁾」を開発したり、日本語指導を「特別の教育課程³⁾」として位置づけたりするなど、日本語指導のための教育施策が整備されてきている。

一方で日本語の指導方法に関しては、文型や語彙などを中心とした指導や日常で使う「話す」力を伸ばす日本語指導が重点的に取り組まれてきた。しかし、このような指導では、子どもたちが学習に参加する力を育成するには十分ではないと指摘されるようになり、「話す」力だけでなく、学習に参加するために必要な「読む」「書く」の能力も同時に育むことが意図されたJSLカリキュラムが開発された⁴⁾。その中でも「書く」につながる「読む」の力を育む指導法の確立は喫緊とされた。

しかし、これまでの日本の先行研究では、日本語の読みの力を育成する指導法の問題が叫ばれる一方で、それは教材の不足や個人の指導スキルの問題として捉えられ⁵⁾、教材につながる「読む」の力を身につけさせるための指導を検討する上で考慮すべき要素が何なのか、つまり、読みの指導を捉える上での論点が十分に議論されてこず、子どもの言語的・文化的背景を考慮した個に応じた指導が促進されてこなかった。その結果、日本語指導が必要な子どもたちに読みの力を必ずしも保障することができていないといえない。

一方で、言語マイノリティの子どもに現地語の読みの力を保障してきた国に、本研究で着目するアメリカ合衆国（以後、アメリカ）がある。ただし、周知のとおり、アメリカでは、教育についての責任が中央から地方、つまり各州及び地方学区に委ねられている⁶⁾。そのため、各州によって教育政策および読みの力を育成する指導の方針が異なり、その在り方を一様に論じることが難しい。

そこで、本稿では、言語マイノリティの子ども

アメリカで最大規模であり、読みの指導において先駆的な実践を行ってきた州であるカリフォルニア州⁷⁾の1960年代から1990年代にかけての読みの指導の取り組みに着目する。カリフォルニア州では、1959年のキューバ革命や1965年の「移民および国籍法（Immigration And Nationality Act Of 1965）」の改正で言語マイノリティの子どもが急増し、学校現場では、「英語以外の言語を母語とし、英語の能力に限界のある子ども（Limited-English Proficient: LEP⁸⁾）」の数が増加した。そのため、カリフォルニア州教育省にとって、年齢の異なる英語能力が多様なLEPに対して、英語力を育成するとともに、学力に影響を与える読みの力をどのように保障するのかという課題は看過できるものではなかった。また、読みの指導において、カリフォルニア州は、他の州に先駆けて先駆的な実践を行い、他の州の規範的な役割を果たしてきた州でもある。

1960年代から1990年代に着目する理由としては、カリフォルニア州における読みの指導法が、1980年代に大きな転換期を迎えたことが挙げられる⁹⁾。具体的には、1965年の「ミラー・アンルー基礎リーディング法（The Miller-Unruh Basic Reading Act）」¹⁰⁾をベースとした「基礎スキル（basic skills）」重視の指導から、1987年の『英語教科のフレームワーク（English-Language Arts Framework）』¹¹⁾を起点とする「子どもの言語経験」を重視する指導への転換である。つまり、「基礎スキル」を重視する本質主義的な指導から、「子どもの言語経験」そのものを重視する進歩主義的な指導へと展開したといえる。そこには、LEPの数がアメリカで最大であるカリフォルニア州独自の課題に対処する中で変化してきた背景があると推察される。

日本におけるカリフォルニア州の言語教育の先行研究としては、末藤美津子が、1960年代後半からのカリフォルニア州におけるバイリンガル教育の取り組みについて教育政策と関連させながら分析している¹²⁾。また、滝沢潤は、1970年代以降の連邦政府とカリフォルニア州における言語マイノリティに対する教育政策を概観し、言語マイノリティの子どもたちに平等な教育機会と多様な教育理念を保障する学校制度のあり方を検討している。これらの研究は1960年から1990年の間に、カリフォルニア州における言語マイノリティに対する言語教育政策

の変遷を分析しているものの、それらの政策が学校現場の読みの指導にどのような影響を与えていたのかは明らかにしていない。

一方で鈴木悠太は、教師の「専門家団体」における実践と州の教育政策とが媒介される過程の解明に取り組んでいるC. コバーンの研究を紹介している。コバーンは、教師の読みの指導は、教育政策などの外部からのメッセージに対して、教師の「既存の実践」や「既存の世界観」のレンズを通して、そのメッセージをどのように認識し理解を形成し、授業実践に反映しているのかという点を明らかにしている。しかし、その読みの指導を行うにあたって、どのような教育内容が重視されていたのかという視座からは検討されていない。

これに対して樋口は、カリフォルニア州における読みの指導法や読みの指導を通して獲得すべき教育内容について具体的な検討をしている¹³⁾。樋口は、カリフォルニア州の読みに困難を抱える小学校1年生への回復指導の1つである「リーディング・リカバリー (Reading Recovery)」について検討し¹⁴⁾、個々の言語能力やニーズに応じた読みの指導法や教育内容について明らかにしている。しかし、どのような州の教育政策のもとで、回復指導が位置付けられたのかという点については、十分に検討されていない。

特に、アメリカでは、州の教育システム全体の指導者である教育長が、連邦政府の政策と関連させながら、独自の教育政策を実施する。そのため、連邦政府の教育政策を関連づけながら、州の教育政策を見ていくことで読みの指導の具体が見えてくる。しかし、一連の先行研究では、連邦政府の教育政策と州の教育政策を関連させた分析や州の教育政策と読みの指導を関連させた分析は行われているものの、連邦政府と州の両者の教育政策と読みの指導法を関連づけた分析は行われていない。また、州の教育政策の権限をもつ教育長の意図を視野に入れて検討するものでもない。

そこで、本稿では、まず、カリフォルニア州において読みの力を育成する指導法において大きな転換期を迎えた1960年から1990年の連邦政府の教育政策及び読みの指導法の変遷を概観し、読みの指導を捉える上での論点を検討する。次に、同時期のカリフォルニア州の教育政策や読みの指導に関して、その政策を主導した教育長に

着目して、連邦政府の政策が、カリフォルニア州独自の課題に対応するために、どのように教育長によって解釈され、政策として反映されているのかを検討する。最後に、独自の課題に対して、どのような読みの指導が実践されていたのかを明らかにする。

1. アメリカにおける教育改革の展開

1.1 補償教育から学習の個性化へ

1960年代は、公民権運動の趨勢をめぐって、アメリカは保守派とリベラル派の二極分化する時代であった¹⁵⁾。リベラル派は、1954年の「ブラウン対教育委員会裁判 (Brown v. Board of Education of Topeka)」の判決をきっかけに、貧困や人種差別主義の下で迫害されてきたアフリカ系アメリカ人が被っていた不平等さを解消することを主張し、公民権運動を扇動した。具体的には、分離された教育施設は本質的に不平等であるという認識のもと、公立学校における人種差別が禁止され、異なる人種の子どもに共に学習する機会を提供する統合教育の実施を促した¹⁶⁾。

しかし、この判決を受けても南西部諸州では依然として人種差別的な「分離すれども平等 (separate but equal)」の方針が温存され、教育の機会の平等が尊重されない状況が続いた¹⁷⁾。これに対して、1964年、公民権法が制定され、教育におけるアフリカ系アメリカ人の差別の撤廃および教育の平等性の実現が求められるようになり、州政府は、統合教育に向けての対策に着手することが求められた。

さらに、1965年、「初等中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act)」が制定され、社会的・経済的に恵まれない子どもへの教育救済を示すタイトルIが設けられた。この法律では、「低所得世帯の子どもの特別な教育ニーズ及び低所得世帯の集中により地方政府が十分な教育事業を維持する能力に影響が出ていることを認識し、低所得世帯の子どもが集中する地域を所管する地方政府に対し財政支援を行う」¹⁸⁾ 政策がとられ、低所得世帯の子どもに対する補償教育 (compensatory education) が実施された¹⁹⁾。この補償教育を代表する

ものとしてヘッド・スタート・プログラムやフォロー・スルー・プログラムがある。

これらのプログラムの前提には、アフリカ系アメリカ人は「豊かな文化を剥奪され、貧困の文化を持っているが故に、その文化が継承されることによって、貧困が再生産される」(山本, 2018, p. 40) という文化剥奪論がある。つまり、アフリカ系アメリカ人を代表する貧困家庭には多くの教育的欠如が見られるという認識に基づいていた。そのため、これらのプログラムを通して、中産階級家庭の子どもたちが持つ文化や基礎的な知識、例えばアルファベットの認識や文字と音の対応、1～10までの数字の呼び方などを系統的・体系的に指導する完全習得学習の実施やアフリカ系アメリカ人に対して、白人の中産階級家庭の文化を保障し、それにアフリカ系アメリカ人の文化を「統合」させようとする同化主義的な教育が行われた²⁰⁾。その結果、中産階級家庭の子どもたちと貧困層の子どもの間にある教育格差を是正することができると考えられていた。

この時代に用いられた代表的な教材として『基礎読本(basal reader)』がある。特に、『ディックとジェーン』シリーズは1950年代には約80%が読んだと言われるように広く使われていた。このシリーズでは、典型的な白人の中産階級家庭の日常生活が描かれており、非常に簡単な文構成のもと、単語が繰り返し使用されている。ここでは、単語を繰り返し見せることで、子どもたちの基礎的な読みの力が向上すると考えられていた。そのため、この時代の読みの指導は、本質主義の下で選択配列された基礎的な知識や基礎的なスキルを教師から子どもへと教授する指導が行われた。

しかし、1966年、ダートマス大学で開催された「言語教育に関する英米会議²¹⁾」、通称ダートマス・セミナーにおいて、学問的知識やスキルを体系的に詰め込む読みの指導が批判された。そこでは、子どもの言語経験の開発、拡大、形成に重きをおき、教科書や時間割を廃止して、子どもの自主性や想像力を尊重し、個性と創造性をのばす教育に力点が置かれた²²⁾。つまり、子どもの言語経験を尊重する子どもを中心においた読みの指導が推奨された。

1.2 文化剥奪論から多文化性へ

1970年代になると、子どもたちの言語体験を尊重することを目指して具体化されたカリキュラムが、子どもたちを読み書きのできる人間として育てることに貢献していないことを批判する「基礎に帰れ(Back to the Basics)」運動が登場した。「基礎に帰れ運動」では、子どもたちに、基礎的な能力や日常生活場面において実際に機能する力、例えば求人票を読んだり、納税申告書を書いたり、買い物の計算をしたりするのに必要な機能的識字能力(functional literacy)を育む教育に力点が置かれた²³⁾。

このような機能的識字能力を育む指導法として用いられたのが、フォニックス指導であった。フォニックスとは、音と文字の対応のルールのことであり、それぞれの文字を音に変換させる仕組みのことである。1960年代のように、子どもに何度も単語を見せて暗記させることによって読みの力を習得させるのではなく、文字と音の対応を教えて、その後、文字から単語へ、単語から文へと小さな言語単位から大きな言語単位へと段階的、連続的に指導していくことで読みの力を習得させる方法である。テキストは、基礎的な知識やスキルが構造化されて配置されており、それらを訓練や練習によって1つずつ獲得していく仕組みがとられているフォニックスや語彙が統制されたものであった。つまり、子どもに親しみのある文学作品や物語などではなく、基礎的な知識やスキルを習得するのに特化したワークブック的なテキストが用いられていた。

このような、文化的背景を含まない、むしろ基礎的な知識やスキルの習得のみを強調する背景には、公民権運動や補償教育の動きの中で、アフリカ系アメリカ人やLEPの子どもたちの教育を受ける権利が注目されるようになったことが関係していると思われる²⁴⁾。以前のように白人の中産階級の文化を押しつける教育内容に対して、反発する意見も聞かれるようになり、民俗学習やバイリンガルによるバイカルチュラルな教育の必要性も叫ばれ始めた。

前者の民俗学習においては、それぞれに異なった歴史、言語、習俗、感情をもった民族集団が、自分の文化の学習を通して、自分とは異なった民族の世界を見つめ、社

会参加していくことが求められた。この動きは、マイノリティの視点に立ち、社会的な公正の立場から多文化社会における多様な民族あるいは文化集団の共存・共生をめざす教育理念である多文化教育²⁵⁾につながっていった。

後者に関しては、1970年代の二つの修正バイリンガル教育法によって、言語マイノリティの子どもたちに対して、彼ら彼女らの母語を用いた教育が必要なものとされ、英語と母語の両言語を用いた教科の教育と英語と母語の両言語の教育を含むバイリンガル教育の実施が州や学区に求められた²⁶⁾。つまり、個々の子どもたちや社会に対する適切性が重要視され、多言語、多文化主義的な教育が求められるようになった。

1.3 多文化教育から卓越性を求める教育へ

1980年代になると、このようなバイリンガル教育、多様な文化、価値を認める多文化主義的教育に対して、反イデオロギー的な考えが登場した。これを代表するのが、E. D. ハーシュの「文化リテラシー」論である。ハーシュは、全てのアメリカ人が国民として知っておくべき「中核情報」のリストを作成して、それらを学年別シークエンスへと配列する標準的な全国統一カリキュラムを提案した²⁷⁾。しかし、このようなハーシュの提唱に対してはリベラル派から、特定の文化内容を法典化して人々に押しつけるものであり、マイノリティに対する一種の文化的同化策だと批判が出された。しかし、ハーシュはこのような批判に対して、何よりも問題なのは、アメリカ国民の文化的知的水準の低下であると述べ反論した。

1981年大統領に就任した保守派のレーガン大統領²⁸⁾は、このような学力低下問題に関して、1983年、連邦教育省による「危機に立つ国家 (A Nation at Risk)²⁹⁾」の報告書を基にした演説で、教育の衰退を理由にアメリカは経済的な危機に瀕しており、国家を救うためには、優れた人材を生み出す教育、つまり卓越性を意識した教育改革を実現させる必要があると述べた³⁰⁾。そのため連邦政府は、アメリカの経済を立て直すための優れた人材を育成するために、教育水準を高く設定し、子どもがより深く学び、より高い学力で卒業できるような対策がとられた。

このように教育における卓越性あるいは質の向上が求

められるようになった背景には、先述の「危機に立つ国家」の報告書が関係している。当報告書では、アメリカの成人のうち約2,300万人は、日常の読み、書き、理解のテストで機能的に文盲であること、17才のアメリカ人の約13%が機能的に文盲であり、また同年齢の約40%の者が、書かれた文章を読むことはできても、そこから内容を推理して理解することができないことが指摘された³¹⁾。その結果、80年代の教育改革は、もはや単なる基礎学力、機能的識字能力の獲得といったレベルを超えて、それらを土台にした分析・応用・創造といった思考力までを含む高次の学力を保障することが求められるようになった³²⁾。

このような卓越性を求める時代に展開された読みの指導が、ホールランゲージアプローチである。ホールランゲージアプローチでは、子どもは「言語をもっており、また、言語を学習する能力を持っている³³⁾」能動的な学びの存在として捉えられている。そのため、子どもたちの言語経験を尊重し、たくさんの文学作品や文字などに自然に触れさせる言語活動に取り組ませることによって、子どもたちに読みの力を育むことができると考える進歩主義的な指導が行われた。このホールランゲージアプローチは、カリフォルニア州を皮切りに、他の州の隅々まで広まった³⁴⁾。

このように、1960年から1990年のアメリカの教育政策と言語教育の変遷を概観すると、読みの指導を捉えるにあたり、基礎的なスキルやフォニックスを体系的で明示的に指導する方法から、子どもの言語経験に重点を置き、子どもが能動的に言葉の意味を把握することを重視する指導法へと転換していった。そして、このような指導法の転換の中で、使用される教材にも変化が見られた。白人の中産階級の文化を扱ったものから、多文化教育における多様な文化、価値観を含んだものへ、そして文化リテラシーに代表される西洋文明の知的遺産を含む伝統的な文化を扱ったものへと変換した。

2. カリフォルニア州における読みの指導

前節は、アメリカ連邦政府の教育政策と読みの指導をめぐる変遷を概観するものであった。だが、アメリカで

は連邦政府の流れに呼応しつつも、州によって異なる教育政策が展開されている。そのため、移民が多いカリフォルニア州においてどのような読みの指導に関わる政策がとられたのかを概観していく。さらに、その政策を主導した教育長に着目して、カリフォルニア州の読みの指導を見ていく際の視点を論出する。

2.1 教育長マックス・ラファティ (Rafferty, M) の時代 (1962-1972)

1960年代、カリフォルニア州は、レーガン (Reagan, R), ラファティ (Rafferty, M), リーディング (Reading) の「3つのR (Three R's)」の州と呼ばれていた³⁵⁾。レーガンは、カリフォルニア州知事であり、ラファティは、保守派のカリフォルニア州教育長であった。当時、カリフォルニア州では、多くの子どもが読むことに困難を抱えていることが問題視されていた³⁶⁾。そのため、ラファティは、全ての子どもに読みの力の習得を保障するための政策の1つとして「ミラー・アンルー基礎リーディング法」を1965年に制定した³⁷⁾。

この法律では、読むことの困難さを、読みの障害 (reading disabilities) として捉えていたため、「読みの障害の予防と、子どもの教育キャリアにおける可能な限り早い段階での読みの障害の矯正³⁸⁾」を目標とするミラー・アンルーリーディングプログラム (Miller-Unruh Reading Program)が開発された。このプログラムでは、子どもに内在する読むことの困難さの原因を早期に特定し、訓練を通して治療、矯正することによって、子どもに読みの力を習得させることが意図されていた。また、この目標を達成するために、読みの専門教師 (specialist teacher in reading) を雇用し、対象となる学校への配置を実施した³⁹⁾。

ここでの読みの専門教師に求められていた役割は、読みの学習の入門期の子どもたちを、個別または少人数グループで取り出し、子どもが読みの障害を持っているのか、または、将来的に、読みの障害を持つ可能性があるのかを診断したり、子ども一人一人のニーズに即した読みの力の習得を促進する指導法を組織したりすることであった。州政府は、このような読みの専門教師を学校に配置するにあたり、以下の条件を満たす読みのプログラ

ムを学校に準備することを求めた。(表1参照)

表1 学校が用意すべき読みのプログラムの条件 (California State Department of Education (1967) Guidelines for Miller-Unruh Reading Programs をもとに筆者作成)

1. フォニックスを含む単語の認識、意味の理解など、州によって採択された基本的な読解テキストに記載されているような基礎的なスキルの体系的な指導。
2. 体系的かつ継続的な練習。
3. プログラムに参加する子どもの年齢、能力、興味に合った多様な文学の導入。
4. 子どもの語学力と能力の継続的な評価。
5. 意味の伝達や思考の表現としてのオーラルリテラシーの指導と訓練。
6. 英語を正しく「聞く」「話す」ために必要な技能、オーラルリテラシーの指導、練習、訓練。
7. 意味と興味を持たせ基本的な概念を獲得するための、様々な感覚的体験。
8. 教師の柔軟な指導法の実施。
9. 教師が読みの障害を発見する手段として、子どもの行動を非公式に観察する技術援助。
10. 効果的な指導計画を立てるための教師への支援。

表1からわかるように、読みの専門教師に求められていることは、子どもの英語能力や学力を評価しつつ、州によって採択された基本的な読解テキストを用いながら、体系的かつ継続的に、フォニックスや基礎的なスキルを指導することにある。また、読みの力を育むための土台としてオーラルリテラシーの育成が置かれており、オーラルリテラシーの指導、練習、訓練も含まれている。さらに読みの教師は、指導、練習、訓練を行う中で継続的な評価を行い、読みの障害を抱える子どもの早期発見および治療を行うことも期待されている。

読みの専門教師と連携して行われた1971年から1972年のロサンゼルス市のリーディングプログラムの5歳児から9歳児を対象にした読みの指導では、フォニックスを用いたデコーディング、語彙、基礎的なスキルなどを段階的に習得できるように、それぞれの領域が30のステップに分けて配置されているテキストが用いられた⁴⁰⁾。そのため、教師は、これらのステップを学習者のニーズを把握したうえで、体系的・段階的に指導しながら読みの力を育成することが期待されている。

また、このプログラムでは、読みの専門教師と通常学級の教師が連携をしながら、多様な文化的・言語的背景をもつ子ども、特にメキシコ系アメリカ人の子どもの個に応じた目標、指導案、教材の選択をすることも明記されている。その背景には、連邦政府が読みことの困難さ

を文化が剥奪されていることによるものとして捉えられていたのに対し、カリフォルニア州では、読むことの困難さを、読みの障害と捉えていたことが挙げられる。そのため、読みの障害ではないものの、言語の違いから読むことに課題を抱えていた子どもであるLEPも視野に入れたプログラムが組織されていたと推測できる。

2.2 教育長ウィルソン・ライルズ (Wilson Riles) の時代 (1972年から1982年)

1970年「カリフォルニア州の政治史上、最も衝撃的な大逆転劇のひとつ」と評されたカリフォルニア州教育長選挙で⁴¹⁾、アフリカ系アメリカ人であるウィルソン・ライルズ (Riles, W) が、先述のラファティをやぶってカリフォルニア州教育長に選出された。ライルズは、アメリカで初めて州教育長になったアフリカ系アメリカ人であった。ライルズは、敵対する状況を作らないというポリシーのもと、冷静で理性的なアプローチを重視した教育政策を行った。その中でも、ライルズが、精力的に取り組んだ教育政策が、補償教育であった。ライルズは、落ちこぼれる若者、あるいは落ちこぼれがちな若者は、統計的に社会・経済的に恵まれない家庭の子どもであると認識し⁴²⁾、子どもの置かれている環境や格差を改善し、すべての子どもに教育の質を保障する補償教育を制度面と教育内容面から行った。

まず制度面としては、1972年、地方学区間の教育費支出格差を改善し、制度の均等化を意図する上院法90 (Senata Bill 90) を制定し、各学区の資金に関して、収入や固定資産税とは関係なく、1人当たり割り当てられる教育費を公平にする対策が講じられた⁴³⁾。また、各学区に補償教育プログラムの諮問委員会を設置することを義務づけ、委員の50%を貧困地域の住民で構成することを課し、マイノリティの教師の雇用も促進した。このようにライルズは、社会・経済的に恵まれない子どもに対して、教育環境を改善する法案の制定を促進するだけでなく、貧困層当事者の教育への参加やマイノリティ教師の雇用など学校現場における環境の変化も促すことにより、子どもに教育の質を保障しようと試みた。

教育内容面としては、子ども一人一人の可能性を最大限に伸ばすプログラムの実施が推奨された⁴⁴⁾。ライルズ

は、教育長になる以前から、それまでの教育方法が、中産階級家庭の経験や文化的価値観を重視したカリキュラム、教科書、指導法を重視しており、補償教育の対象となる子どもたちの文化や経験、学習上の問題を考慮したものではないことを、子どもの低学力の要因として考えていた。そして、このような貧困層の子どもへのニーズや願望を無視した学校のプログラムこそが、中途退学を促し、勉強への意欲を損なったのではないかと考えた⁴⁵⁾。そこで、子どもたちの文化がどのようにアメリカ文化に影響を及ぼし、また相互に作用し合ったのかを示すような教育内容を教材に盛り込む多文化主義的な内容を含むことを推奨した。つまり、中産階級家庭の子どもにとって良いと考えられている教育内容や指導方法が、必ずしも貧困の背景を持つ子どもにとって良いものとは限らないという、それまでの教育実践に疑問や疑念を投げかけたのである。

さらに、ライルズは補償教育の対象を、貧困層家庭の子どもだけではなく、LEPの子どもにも広げていく。その背景には、1970年、公立学校に通う英語を母語としない中国系の子どもが、自分たちが理解できない言語である英語で授業が行われるのは問題であると訴えた「ラオ対ニコラス訴訟事件」⁴⁶⁾がある。この訴えに対して裁判所は、原告側の訴えを認め、単に同じものを提供するだけでは、公平な教育機会を提供していることにはならないとした。そして、1972年、「カリフォルニア・バイリンガル教育法 (*California Bilingual Education Act*)」と、1976年には「カリフォルニア・バイリンガル・バイカルチュラル教育法 (*California Bilingual Bicultural Education Act*)」の2つのバイリンガル教育法を制定した。

この2つのバイリンガル教育法によって、それまでの母語を犠牲にしてでも英語を学ぶべきと考える教育から、数学や社会はスペイン語、読み書きに関する教科は英語とスペイン語の両言語が授業言語として用いられ、LEPの母語や母文化を尊重した柔軟なカリキュラムや指導法が実施されるようになった⁴⁷⁾。連邦バイリンガル法では、バイリンガル教育を推奨しているものの、その具体的な内容、つまり、何語で何を教えるかは特に言及していない。しかし、カリフォルニア州においては、学区や地域の状況に応じて、より具体的な教育政策が独自

にとられていた。

このようにライルズは、教育制度面、内容面、バイリンガル教育など進歩的な教育改革を推し進めた一方で、この時代の読みの指導は、先述した「基礎に帰れ」運動の影響を受け、ラファティの時代から引き続き、基礎的な知識やスキルを系統的に教授する指導法が用いられた。

2.3 教育長ビル・ホーニグ (Bill Honig) の時代 (1982年から 1992年)

1980年代に入ると、ライルズが推し進めたバイリンガル教育、多様な文化、価値を認める多文化主義的教育は、次第に立ちいかなくなっていった⁴⁸⁾。このような状況の中、1982年、ホーニグが教育長に就任する。そして、その翌年の1983年『危機に立つ国家』が公表され新たな教育改革の方向性が示された。前述した通り、『危機に立つ国家』では、アメリカの教育の中で言語教育の課題が強調された。ホーニグは、この報告書が出される前から、子どもたちの読みの力の発達を危惧していた⁴⁹⁾。なぜなら、ホーニグは、子どもたちに読むことを教えることを失敗した場合、子どもたちの生活を改善し、豊かにすることが妨げられる⁵⁰⁾という問題意識を持っていたからである。そのため、すべての子どもの読み書きの力の基準を引き上げること、伝統的なカリキュラムを推進していくことを教育政策として掲げた⁵¹⁾。

この改革を代表するものが、1986年に公示された「英語教育のフレームワーク」であった。このフレームワークでは、指導の目標を読みを身につけさせることだけでなく、文化の大きなテーマ、出来事、考えを包含する優れた文学作品の内容を理解することや文学作品を通して、効果的に言語を使うことを学ぶこと、そして、文学作品から読み取った内容をもとに、自分自身について十分に省察する力を身につけることを位置づけた⁵²⁾。つまり、文字を音声化する基礎的なスキルだけではなく、言語力、理解力、自己省察力などより高度な能力の習得、すなわち卓説性を重視がされた。

このような高度な能力を育む方法として、ホーニグが取り入れたのが「文学を核にした指導 (literature based instruction)⁵³⁾」である。ホーニグは、ラファティやライルズが推進してきた基礎的なスキルを重視する指

導を評価しつつも、これらの基礎的なスキルをワークシートや練習問題の反復練習で身につけさせるのではなく、子どもにとって意味のある文脈、特に文学作品を用いて習得させることを強調した。

この指導の中核となる文学作品は、すべての子どもに共通の文化的背景を提供し、人間性や価値観について学ぶことができる文学作品が推奨された⁵⁴⁾。具体的には、ウィリアム・シェイクスピアの作品やイソップ物語、アンデルセンの童話などが挙げられており、豊かで多様な文学を学ぶことで、アメリカ社会の複雑に織り込まれた全体性と多くの文化によってもたらされた独自性を子どもたちが学ぶことが意図されていた⁵⁵⁾。

また、ホーニグは、文学を用いた指導で、すべての子どもが標準的な英語 (standard English) を獲得することも目指していた。英語ではない言語を家庭で話し、多様な文化的背景を持つ子どもたちは、いずれ社会の一員となるため、ロールプレイやスピーチなどの活動を通して標準的な英語を育ませることが目標とされた⁵⁶⁾。このように、ホーニグは、古典文学などを用いながら、子どもに標準的な英語、多様な人間性や価値観を習得させ、言語力、理解力、自己省察力などより高度な能力を身につけさせる、いわゆる保守的な教育改革を実施しようとした。

しかし、このフレームワークは、ホーニグの意思とは異なる方向へと発展し、ホールランゲージアプローチへと結びついていく。先述したように、ホールランゲージでは、子どもの経験や能動性を重視した進歩主義的な指導法である。カリフォルニア州のフレームワークとは、文学を用いるという共通性があるものの、その方向性は対立する。しかし、教育現場では、このフレームワークをホールランゲージの方法や考えを支持しているものと捉え、読みの指導はホールランゲージに制圧された。後に、ホーニグは、「ホールランゲージの運動は、私のしていたことを乗っ取ってしまった⁵⁷⁾」と非難した。

しかし、このホールランゲージも1996年に後退を強いられることになった。その要因として、全米教育向上評価においてカリフォルニア州の読み方の点数が全米でほぼ最下位であることが明らかになったことが挙げられる⁵⁸⁾。つまり、カリフォルニア州の読みの成績が悪かった理由は、ホールランゲージの指導法に要因があると考

えられた。その結果、カリフォルニア州教育局はフォニックスとホールランゲージを組み合わせた指導法を取り入れた指導法へと移行していくことになる。

小括すると、州の教育政策や読みの指導法は、コバーンが指摘しているように、基本的には連邦政府の方針を踏まえた形が展開されていた。読みの指導法に関して、1960年代から1970年代のフォニックスを重視した指導から、1980年代の子どもの言語経験を重視した指導へと変遷しており、連邦政府の流れに対応する形がとられていた。

一方で、連邦政府の教育政策が州の教育政策に一方的に影響を与えるのではなく、ライルズが既存の教育実践に対する疑念を投げかけて、新たな教育方法を模索したり、ホーニグが文学を核とした指導を取り入れることを提唱したりするように、州の教育政策が連邦政府の政策を先導する形で進められることがあることも明らかになった。さらに、このような教育長の政策は、州の社会的文脈や移民政策を背景とした教育長の考え方や置かれた立場、当時の政策指針が反映されており、それが移民同化政策の下で標準的な英語教育を文学を通して教授するという形で教育内容や教材に影響を与えていた。

おわりに

本稿では、連邦政府の教育政策と読みの指導法の流れを概観することで、読みの指導を捉える上での論点を検討した。1960年代、アメリカでは、リベラル派によって先導された公民権運動を背景に、アフリカ系アメリカ人に対して差別の撤廃及び教育の機会の平等性が叫ばれ、補償教育が行われた。その補償教育の前提には、文化剥奪論があり、白人の中産階級家庭の文化を扱った教材が主に用いられていた。1970年代に入ると、アフリカ系アメリカ人だけではなく、LEPを代表とするマイノリティの子どもたちに対しても、教育機会の平等が叫ばれるようになった。さらに出口としても、教育の質への介入が求められるようになった。その結果、日常生活場面において実際に機能する力である機能的識字能力を育む教育やバイリンガル、バイカルチュラルな教育、多文化主義教育が推進され、個別化された教育内容や教材

が用いられた。

しかし、1980年に入ると、バイリンガル教育や多様な価値、文化を認める多文化主義教育は、教育の質の低下をもたらしていると批判され、優れた人材を生み出す教育が推奨された。そのため、多文化に対する反動として、アメリカの文化的共通性が強調され、人間性や伝統的な価値観について学ぶことができる文学作品が用いられた。このような流れの中で、読みの指導は、フォニックスを中心とした基礎的なスキルを系統的・体系的に習得させる指導から子どもの言語経験を尊重した指導であるホールランゲージアプローチへと変化していた。

次に同時期のカリフォルニア州の教育政策や読みの指導に関して、その政策を主導した教育長に着目して、連邦政府の政策が、教育長によってどのように解釈され読みの指導につながったのかについて検討した。読みの指導に関して、1960年代から1970年代のフォニックスを重視した指導から、1980年代の子どもの言語経験を重視した指導へと変遷しており、連邦政府の流れに対応する形がとられていた。一方で、連邦政府の教育政策が州の教育政策に一方的に影響を与えるのではなく、ライルズの既存の教育実践に対する疑念やホーニグのホールランゲージアプローチのように、州の教育政策が連邦政府の政策を先導する形で進められることがあることも明らかになった。

カリフォルニア州独自の課題に対応するための教育内容や教材に関しては、教育長の考え方が影響した教育施策が実施されていた。例えば、ライルズは、それまでの中産階級の経験や文化的価値を重視したカリキュラムとは異なり、子どもたちの文化がどのようにアメリカ文化に影響を及ぼし、また相互に作用し合ったのかを示すような教育内容を教材に盛り込む進歩主義的な政策を実施した。また、教授言語に関しても、母語、母文化を尊重した柔軟なカリキュラムや教科によって教授言語を使い分けるなど地域や学区の状況に応じた施策がとられていた。

一方でホーニグは、多文化主義に対する反動として、「文学を核にした指導」を用いた伝統的なカリキュラムを推進し、古典文学作品を用いながら、標準的な英語の獲得、多様な人間性や価値観を身につけさせる保守的な政策を実施していた。このような教育長独自の政策は、

その背後にある移民政策や社会的文脈を鑑みたものである。

総括すると、連邦政府の教育政策と言語教育の流れを概観することで、読みの指導法を捉えるにあたり、フォニックスを含めた体系的・基礎的教育重視の読みの指導法か、子どもの多様な背景文化・経験を重視した指導法かの観点が明らかにされた。さらに、このような読みの指導法のもと、「教育目標」「教育内容や教材の文化的対立」が論点として抽出された。

一方でカリフォルニア州の教育政策を教育長に着目して概観することで、州が置かれている社会的状況や移民政策を受け、上記の論点について教育長の考え方が反映された形で、州レベルで独自のプログラムや教材が作成され、学校現場の読みの指導に影響を与えていることが明らかになった。したがって、アメリカの読みの指導を捉える上で、「教育長の考え方」にも着目する必要性があることが明らかになった。

謝 辞

本研究は、JSPS 科研費 23KJ1816 の助成を受けたものです。

注

- 1) 文部科学省初等中等教育局国際教育課 (2022)「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査 (令和3年度)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00003.htm 2023年11月8日取得)
- 2) 文部科学省 (2014)『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA』https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm (2023年11月8日取得)
- 3) 文部科学省 (2014)「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について (通知)」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm 2023年11月8日取得)
- 4) 文部科学省 (2003)「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について (最終報告)」小学校編 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm 2023年11月8日取得)
- 5) 文部科学省, 2022, p. 15.
- 6) U.S. Department of Education, “The Federal Role in Education.” <http://www2.ed.gov/about/overview/fed/role.html> (2023/11/16)
- 7) ダイアン・ラビッチ (末藤美津子, 宮本健一郎, 佐藤隆之訳) (2008)『学校改革抗争の100年』, 東信堂。
- 8) 英語を母語としない子どもに対する呼称について, 「英語を学習する生徒たち (English Learner students: EL)」とす

- る場合が多く見られるようになったが、本論文の主たる対象となる時代には、「英語能力に限界のある (Limited-English Proficient: LEP)」が用いられていたことから、本文ではLEPと表記することにする。
- 9) 鈴木悠太 (2018)『教師の「専門家共同体」の形成と展開: アメリカ学校改革研究の系譜』, 勁草書房。
 - 10) California State Dept. of Education (1967) Guidelines for Miller-Unruh Reading Programs, Sacramento.
 - 11) California State Dept. of Education (1987) English-Language Arts Framework for California Public Schools, Kindergarten through Grade Twelve, Sacramento.
 - 12) 末藤美津子 (2002)『アメリカのバイリンガル教育—新しい社会の構築をめざして』, 東信堂。
 - 13) 樋口とみ子 (2007)「リーディング・リカバリー・プログラムにおける言語スキルの位置」『京都教育大学紀要』, pp. 91-106.
 - 14) 他にも羽山裕子 (2020)『アメリカの学習障害児教育』京都大学学術出版会。は、障害児教育の視点から検討している。
 - 15) 中山俊宏 (2010)「アメリカ流「保守」と「リベラル」の対立軸」, 渡辺靖編『現代アメリカ』, 有斐閣アルマ, pp. 20-38.
 - 16) 山本はるか (2018)『アメリカの言語教育』, 京都大学学術出版会。
 - 17) 橋爪貞夫 (1992)『2000年のアメリカ 教育戦略—その背景と批判』, 黎明書房, p. 121.
 - 18) ローラー ミカ (2016)「アメリカ初等中等教育法の改正—教育における連邦の役割—」, 『レファレンス』, 790, p. 54.
 - 19) 補償教育とは, 社会的・経済的に恵まれていない子どもが被ってきた不利益を認知し, 特別な教育措置を講ずることによって, そのハンデの克服を支援する社会的努力のことである。
 - 20) 神田伸生 (1990)「ヘッドスタート計画と補償教育」『教育方法学研究』, p. 65.
 - 21) 現代語協会, 全米英語教育者評議会, 全米英語教育協会的主宰で, カーネギー財団からの財政的援助を受けて進められたものであり, イギリス, アメリカ, カナダの言語教育関係者約50名が集い, 英語教育の問題を明らかにし, 解決することを目的に開催された国際会議である。
 - 22) 山本, 前掲書, p. 81.
 - 23) 小柳正司 (1990)「最近のアメリカにおける「文化リテラシー」をめぐる問題状況 (上)—現代アメリカ教育思想の一考察— (上)」, 『鹿児島大学教育学部紀要 教育科学編』第42巻, p. 296.
 - 24) 山本, 前掲書, p. 65.
 - 25) 同上書, p. 10.
 - 26) 末藤美津子 (1999)「アメリカのバイリンガル教育法における言語観—1968年法から1994年法までの変遷—」『比較教育学研究』25号, p. 83.
 - 27) 小柳正司 (1991)「最近のアメリカにおける「文化リテラシー」をめぐる問題状況—現代アメリカ教育思想の一考察— (下)」『鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編』第43巻, p. 211.
 - 28) 中山, 前掲書, P. 31.
 - 29) The National Commission on Excellence in Education (1983) A Nation at Risk: The Imperative for Educational Reform (https://edreform.com/wp-content/uploads/2013/02/A_Nation_At_Risk_1983.pdf (2022年12月25日取得))

- 30) 堀江祐爾 (1995) 「アメリカにおける文学を核にした国語科指導」, 『兵庫教育大学研究紀要. 第2分冊, 言語系教育・社会系教育・芸術系教育』14, p. 40.
- 31) The National Commission on Excellence in Education (1983) *A Nation at Risk: The Imperative for Educational Reform* (https://edreform.com/wp-content/uploads/2013/02/A_Nation_At_Risk_1983.pdf 2023/11/20)
- 32) 石井英真 (2011) 『現代アメリカにおける学力形成論の展開スタンダードに基づくカリキュラムの設計』, 東信堂。
- 33) Kenneth Goodman (川口幸宏訳) (1986) 『教育への新しい挑戦—英語圏における全体言語教育』, 大空社, p. 40.
- 34) ダイアン・ラビッチ, 前掲書, p. 491.
- 35) Sparks, J. E. (1968) A State legislates improvement in reading and the Miller-Unruh Act. Note p. 15, *International Reading Association Conference*, Boston, Mass. p. 1.
- 36) Acosta Robert (Kelly) (1972) The Principal and the Miller Unruh Reading Program, 1971-1972, San Mateo County Board of Educational, Redwoods City, Cal, p. 6.
- 37) Ibid. ミラー・アンルー・リーディング・プログラムは, 1966-67年度に52学区から始まり, 1969-70年度には304学区に拡大された。
- 38) Sparks, J. E. op. cit. p. 1.
- 39) Ibid.
- 40) Acosta, op.cit. ロサンゼルス市立学校における発達リーディングプログラム (The principal and the Miller Unruh Reading Program 1971-1972を参照。1972年から73年の間に, ロサンゼルス市の34校の全生徒が参加した直接指導型の読みのプログラムでは, 基礎段階, スキル伸長段階, 幅広い応用段階, 上級リーディング段階の4つの段階が組織されており, 5歳から9歳を対象に実施される基礎段階には, 30のステップが含まれていた。
- 41) Wallace Turner (1970) Rafferty Is Defeated by a Negro As California Education Chief, *The New York Times*, 5.
- 42) Wilson C, Riles. (1984) *No Adversary Situation: public school education in California and Wilson C. Riles, Superintendent of Public Instruction, 1970-1982*: Nabu Press. pp. 1-131.
- 43) Ibid.
- 44) Wilson C, Riles (1968) The children of Poverty -Education's Challenge, Oregon State Depr. of Education, Salem Title 1 Help for the Educationally Deprived Marvin L, Covey, Jean Spaulding, p. 2.
- 45) Ibid., p. 3.
- 46) 末藤美津子 (1993) 「アメリカのバイリンガル教育政策—ラオ対ニコラス訴訟事件のもつ意味—」 『比較教育学研究』 19, pp43-54。後の「ラオ対ニコラス訴訟事件」につながるものとしてブラウン事件判決がある。ブラウン判決とは, 〈隔離すれども平等〉の原理が黙認されていたカンザス州で, 白人校への転入を拒否されたアフリカ系アメリカ人生徒の父親オリバー・ブラウンが, 市の教育委員会を告訴した事件である。この判決では分離された教育は違憲であるとされ人種による教育の平等が主張された。
- 47) Wilson C, Riles, 1968, op.cit., p. 4.
- 48) Wilson C, Riles, 1984, op.cit., p. 95.
- 49) 1970年代, カリフォルニア州教育委員会のメンバーだったホーニグは, Far West社 (現WestEd社) のJoEllen Taylor氏とともに, リーディング指導に関するパンフレット「Planning an Effective Reading Program」を同社から出版した。この本で, ホーニグは, デコーディングとフォニックスを教えるためのスキルベースのアプローチと, 文学やライティングに基づいたアプローチを統合したプログラムを推奨した。
- 50) Honig, L. W. (2001) *Teaching Our Children To Read: The Components of an Effective, Comprehensive Reading Program*, Thousand Oaks, CA: Corwin.
- 51) ダイアン・ラビッチ, 前掲書, p. 460.
- 52) California State Dept. of Education, 1987, op.cit., p. 19.
- 53) 堀江, 前掲論文, p. 39.
- 54) California State Dept. of Education, 1987, op.cit., p. 18.
- 55) Ibid., p. 19.
- 56) Ibid.
- 57) Nicholas Lemann, “The Reading Wars”, *The Atlantic Monthly*, November 1997, pp. 128-134.
- 58) ダイアン・ラビッチ, 前掲書, p. 491.